第３　施行期日等

１　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項、第三項関係）

---

**◇公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令**（政令第二百五十号）（総務省）

１　成田国際空港株式会社を公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項第三号の法人とする。（本則関係）

２　この政令は、令和九年四月一日から施行する。（附則関係）

---

**◇地方税法施行令の一部を改正する政令**（政令第二百五十一号）（総務省）

１　自衛隊の船舶の使用者が我が国以外の国の軍隊の船舶の動力源に供するため軽油を譲渡する場合における軽油引取税の課税免除の特例の対象となる物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束として、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定及び日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定を追加する。（本則関係）

２　この政令は、一部の規定を除き、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の効力発生の日から施行する。（附則第一条関係）

---

**◇更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二百五十二号）（法務省）

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十二号）の施行期日は令和八年十二月一日とし、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は令和九年六月一日とする。

---

**◇更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第二百五十三号）（法務省）

１　更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十二号）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行う。（本則関係）

２　この政令は、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（令和九年六月一日）から施行する。（附則関係）

---

**◇溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令**（政令第二百五十四号）（財務省）

１　大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項に基づき、次により、不当廉売に係る暫定的な関税を課するため必要な事項を定める。

⑴　暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定める。（第一条関係）

⑵　暫定的な不当廉売関税の税率を定める。（第二条関係）

⑶　溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を輸入しようとする者等の提出書類を定める。（第三条関係）

⑷　暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定める。（第四条関係）

⑸　その他所要の規定の整備を行う。

２　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

---

**◇電波法施行令の一部を改正する政令**（政令第二百五十五号）（総務省）

１　伝搬障害防止区域を表示した図面について所要の規定の整備を行う。（第九条関係）

２　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第二十七号）の施行の日から施行する。（附則関係）

---

**◇下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二百五十六号）（国土交通省）

下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年八月十七日とする。

---

**◇下水道法施行令の一部を改正する政令**（政令第二百五十七号）（国土交通省）

１　公共下水道の復旧工事に係る権限の代行

⑴　都道府県は、公共下水道の復旧に関する工事を施行、完了又は廃止しようとするときは、あらかじめ、工事の区域等を公示しなければならないものとする。（第九条の十二第一項関係）

⑵　都道府県が復旧に関する工事を行う場合において、公共下水道管理者に代わって行う権限の内容並びに当該権限を行うことができる期間及び区域を定める。（第九条の十二第二項、第三項関係）

⑶　都道府県は、公共下水道管理者に代わって一部の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならないものとする。（第九条の十二第四項関係）

２　施行期日

この政令は、下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（令和八年八月十七日）から施行する。（附則関係）

---

**◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令**（政令第二百五十八号）（厚生労働省）

１　次に掲げる物を麻薬に指定する。（本則関係）

⑴　二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

⑵　二―（四―エトキシベンジル）―一―（エチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

⑶　メチル＝二―［一―（四―フルオロベンジル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

２　施行期日

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。（附則関係）